

職業リハビリテーション関係研修受講規約

制定 令和7年1月29日

第1条（本規約の適用）

- 1 本受講規約（以下「本規約」という。）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が実施する障害者の職業リハビリテーションに係る各種研修（以下「研修」という。）を実施するにあたり、機構、研修受講の申請を行う者（以下「申請者」という。）および研修を受講する者（以下「受講者」という。）が遵守すべき事項を定めたものです。
- 2 申請者および受講者は、本規約の内容を十分理解し、本規約のすべてに同意した上で、申請者による次条の研修受講の申請を行うものとします。申請者が研修の受講の申請をした場合には、申請者および受講者は本規約に同意したものとみなします。
- 3 機構は、本規約に基づき受講者に研修を提供するものとし、申請者および受講者は、本規約に定める義務を誠実に履行するものとします。
- 4 本規約に定める事項のほか、機構が研修について別途定める細則、運用ルールおよび各種注意事項も本規約の一部を構成するものとします。

なお、細則等と本規約に定める事項が矛盾する場合には、細則等の定めが優先されます。

第2条（研修受講の申請）

- 1 申請者は受講者が所属する法人、事業所の長または事業所において受講者の研修受講管理をする責務を負う者とし、研修の内容及び本規約を理解・承諾のうえ、機構の定める手続に従い、研修受講の申請を行うものとします。
- 2 申請者は、前項に定める申込手続において機構に提供した情報に虚偽が含まれないことを保証し、その内容に変更が生じた場合には、直ちに機構に対して通知することとします。

第3条（受講の決定）

前条に基づき、申請者により研修の受講に係る申請がなされ、機構の審査により、受講可と判断された場合に、機構、申請者および受講者との間で受講者による研修の受講が確定するものとします。

第4条（本規約の変更）

- 1 機構は、申請者および受講者の承諾なく、本規約を変更することができるものとします。
- 2 機構が、本規約を変更し機構のホームページ上に掲載した場合、または申請者および受講者に変更の通知をしたあと、受講者が研修に出席した場合には、申請者および受講者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更後の本規約が、申請者および受講者に適用されるものとします。

第5条（キャンセル）

申請者および受講者が受講申請後または受講決定後にやむをえず、研修の受講をキャンセルする場合は、申請者より速やかに機構へ通知を行うものとします。

第6条（開催中止）

- 1 機構は、受講者が受講を予定している研修について、天変地異・感染症の流行等やむを得ない理由により機構が研修の中止が相当であると判断した場合は、申請者または受講者に通知のうえ、その開催を中止できるものとします。

2 機構は、研修の開催中止に伴ういかなる責任を負わないものとします。

第 7 条（知的財産権の帰属）

1 研修及び研修において用いる著作物等（研修の内容、テキスト、配付資料、ツール、マニュアル等を含むが、これらに限らない。以下、総称して「機構著作物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます）その他の知的財産権は、すべて機構または機構の提携先に帰属します。

2 受講者は、受講者本人が自己研鑽を行う範囲を超えて機構著作物を使用できないものとします。

第 8 条（禁止行為）

- 1 受講者は、受講者自らまたは受講者以外の第三者をして、如何なる方法によっても、研修の録画・録音・撮影、機構著作物の複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、貸与、譲渡、第三者への開示等をしてはならないものとします。
- 2 申請者および受講者は、受講者以外の者に研修を受講させてはならないものとします。
- 3 受講者は、受講者自らまたは第三者をして、機構著作物と同一または類似した著作物を作成してはならないものとします。
- 4 受講者は、受講者自らまたは第三者をして、機構著作物と同一または類似した著作物を用いて、研修と同一または類似した研修を提供してはならないものとします。
- 5 受講者は、研修を受講するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1)機構、他の受講者、その他第三者を誹謗中傷しまたはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (2)機構、他の受講者、その他第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為
 - (3)研修の運営に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為
 - (4)国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為、またはこれらの疑いが生じる行為

第 9 条（機密情報の保持）

機構、申請者および受講者は、相手方の事前の書面または電磁的方法による承諾なく、研修の提供ないし受講に関して知り得た相手方に関する情報を、第三者に開示、漏洩してはならないものとし、本条の規定は研修受講後も有効に存続するものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。

- (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に入手した情報
- (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

第 10 条（研修の提供の停止等）

機構は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、受講者の事前の承諾なく、研修の提供を一時的に停止し、または、研修の内容および実施方法の全部または一部を変更すること（以下「研修の提供の停止等」という。）ができるものとします。

- (1)機構が使用するクラウドサービス提供会社が保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地異・感染症の流行等が発生し、または発生するおそれがあり、研修の提供が困難である

と機構が判断した場合

(3)その他やむを得ない事由により研修の提供の停止等が必要であると機構が判断した場合

第 11 条 (研修の受講の停止等)

機構は、受講者が本規約に違反し、または、違反している疑いがある場合、受講者の研修の全部または一部の受講を停止することができるものとします。

第 12 条 (機構の損害賠償および免責)

1 機構は、研修の提供に関して申請者、受講者または受講者が所属する法人、事業所に生じる一切の損害につき、自己に過失がない限り責任を負わないものとします。ただし、機構が責任を負う場合であっても、故意または重過失がない限り、機構の責任は直接かつ通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害および弁護士費用を除く。）の範囲内に限られるものとします。

2 前項に定めるほか、機構は、以下の各号に該当する事由が生じた場合も、その責任を負わないものとします。

(1)申請者でない者による受講申請により申請者、受講者または受講者が所属する法人、事業所に損害が生じた場合

(2)申請した事項に虚偽もしくは誤りがあること、または申請すべき事項を申請しなかったことにより、申請者、受講者または受講者が所属する法人、事業所に損害が生じた場合

(3)機構が通常講ずるべきセキュリティ対策では防止できないサイバー攻撃やコンピュータウイルス被害により、研修の提供に障害が発生し、または研修に関するデータが変更・消去される等により申請者、受講者または受講者が所属する法人、事業所に損害が生じた場合

(4)受講者が所属する法人、事業所が機構の指定した研修受講環境を整えないこと、インターネット回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、受講者が研修を受講できない場合

(5)申請者または受講者が、本規約の定めに違反した場合

(6)その他、機構が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、申請者、受講者または受講者が所属する法人、事業所に損害が生じた場合

(7)前各号に定めるほか、機構が相当と判断した場合

第 13 条 (不可抗力)

機構は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、感染症の流行等その他の不可抗力による研修の停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。

第 14 条 (申請者・受講者の損害賠償)

申請者または受講者が、本規約または法令の定めに違反したことにより、機構または第三者（講師を含む）に損害を及ぼした場合、申請者または受講者は機構または第三者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 15 条 (反社会的勢力)

1 申請者および受講者は、以下の事項を表明し、当該事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1)暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団の関係者、その他反社会的勢力（以

下「暴力団等反社会的勢力」といいます)ではないこと。

- (2)自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用しないこと。
 - (3)暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - (4)法令上の義務がないにもかかわらず、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し若しくは運営に資することとなる何らかの関係を有しないこと。
 - (5)暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に関与している企業、団体又は個人であることを知りながら、これを使用しないこと。
 - (6)研修に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けた場合には、直ちに、当該介入の事実を機構に報告すること。
 - (7)暴力的、脅迫的又は威圧的な違法行為を行わないこと。
 - (8)偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害しないこと。
 - (9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）及び同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）並びに暴力団排除に関する条例を遵守すること。
- 2 前項の表明、誓約に違反が認められた場合、機構は直ちに申請者・受講者との間の研修受講に係る契約を解除することができるものとします。
 - 3 前項の解除の結果、申請者、受講者または受講者の所属する法人、事業所に損害が生じたとしても、機構は賠償の責任を負いません。

第16条（業務の委託）

機構は、研修の提供に関して業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第17条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 本規約に関して生じる一切の紛争について、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。